

重症心身障害者・家族への地域生活支援

— 支援費制度における

田 中 良 三

はじめに

本論は、名古屋市における「重症心身障害児小規模通所援護事業」を通して、重症心身障害者における通所施設の意義と役割について明らかにし、これからの新たな障害児・者福祉＝支援費制度のもとにおける重症心身障害者・家族に対する今後の地域生活支援の在り方について問題提起することを目的としている。

<資料① 名古屋市「重症心身障害児小規模通所援護事業補助金交付要綱」>

1 支援費制度と名古屋市における「重症心身障害児小規模通所援護事業」

平成15年度（2003年度）から、障害者福祉の制度が大きく変わった。それは、措置費制度から利用契約制度へという戦後最大の転換である。

今回の制度改革にあたって、竹の子のように増え続ける無認可小規模作業所問題の解決や、また、重症心身障害の人たちの制度上の位置付けが求められていた。

前者の方は、いわゆる小規模法人格を与え、小人数の授産施設と若干の事業を認めていくということで、一定の問題解決が図られた。しかし、後者の方は、これまでと同じように児童福祉法の「重症心身障害児」というままに残された。この人たちは、依然として、生涯、大人になれない子どもという見方なのである。

そのために、この人たちに対する今後の障害者福祉制度・政策では、重症心身障害児施設を基本に、成人の人たちにはオプションとして通園部門を設け、また、知的障害者入所更生施設や身体障害者療護施設のデイサービスをあてがうにすぎない。ここで問題とされることは、重症心身障害の人たちには、知的障害者や身体障害者のように、居宅支援や地域生活支援の一環としての通所施設の位置付けがされていないことである。

さて、このように重症心身障害の人たちは、21世紀のいまもなお、わが国の障害者福祉制度に位置づけがないという問題は、この間、学校卒業後も毎日通所でき、仲間と共に地域で生き甲斐ある生活がもてるようにと取り組んできた親や関係者にとっては(その結果、1994年度から名古屋市単独の「重症心身障害児小規模通所援護事業」を出発させ、2002年4月現在、21カ所がこの事業の対象となっている)、実はきわめて大きな問題を惹き起こしている。

それは、新たな障害者福祉制度の下で、上記のように、これまで重症心身障害者にもノーマライゼーションという光を与え、人間らしい暮らしを築くための努力を積み重ねてきた親や関係者と、それに応えてきた名古屋市行政の取り組みや事業が、改めて根本から問い直されていることである。

この人たちに、なぜ、デイサービス事業ではない(支援費の利用によって、デイサービスが毎日利用できる可能性もあるなかで)、毎日通所の施設を保障する「重症心身障害児小規模通所援護事業」が必要なのかということなのである。名古屋市におけるこの単独事業の福祉政策上の意義が今日改めて問い直されざるをえない。

このように、今日、社会福祉改革をめぐる状況の中で、名古屋市は、これまでの市単独の重症心身障害児・者施策である「重症心身障害児小規模通所援護事業」と、2003年度から始まる支援費制度に加算した市独自の「重症心身障害者デイサービス事業」を組み合わせ、再編成を図る以下の重症心身障害児・者施策についての来年度予算を発表した。

事 項	重症心身障害児小規模通所援護事業
予 定 額	90、251千円
事項の概要	<p>1. 趣旨 — 在宅の重症心身障害児・者(重度の肢体不自由と重度の知的障害の重複障害児・者)に必要な療育を行い、生きがいを高める場を設けることにより、福祉の増進を図る。</p> <p>2. 補助対象 — 通所者5人以上で、指導員2人以上を配置</p> <p>3. 事業内容 — (1) 日常生活動作訓練 (2) 運動機能に関わる訓練・療育 (3) レクリエーション活動 等</p>

4. 実施カ所数 — 21カ所 → 10カ所 ※新規開設 2カ所 (平成15年7月より補助開始) 重症心身障害者デイサービス 事業 (障害者支援費制度) へ移行 → 13カ所

上記の表は、来年度から、これまで名古屋市が単独で実施してきた「重症心身障害児小規模通所援護事業」を、実施カ所数及びそれに伴う補助金額を従来の4割強に縮小し、後の6割弱については新たに支援費による「重症心身障害者デイサービス事業」へ移行させるというものである。(ここに示された今後の実施カ所数10カ所という数は、ちょうど実施主体の数と見合うものであることを考慮に入れるならば、) 重症心身障害者小規模通所施設(以下、「重心小規模施設」という)を2~3カ所経営する所は、そのうち1カ所は従来の補助金対象の事業とし、後は、デイサービス事業者として支援費を導入するという組み合わせを示している。そのために、年額1,210万円を上限に市独自に一定の補助(したがって、デイサービス事業の支援費額に市独自の補助額を加算した「重症心身障害者デイサービス事業」)を行うとしている。しかし、これを一律に強制するのではなく、重症心身障害者の実態からして、これで果して経営が成り立つかどうかということも実際にやってみなければわからないので、(少なくとも当面は)従来の補助金による事業と新たな支援費導入による事業をどのように選択するかは、各運営主体に任せるという意向のようである。

2 「重心小規模施設」における支援費の導入

① デイサービス事業経営の可能性

2002年9月12日(木)、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から「支援費制度担当課長会議資料」が出た。ここでは、今回の上記資料に基づいて、「重心小規模施設」による支援費対象の「居宅生活支援(デイサービス)事業」の可能性について考えてみることにする。

現行の身体障害者デイサービスでは、介護型、基本型、給食中心型、入浴中心型、作業中心型といった型別設定になっているが、これが廃止され、新たに機能訓練等の基本事業に係わる部分を基本単価として、給食サービス、入浴サービス等を実施する場合には加算とする方式が取り入れられる。機能訓練を主

とした基本事業Ⅰ+給食サービス加算・入浴サービス加算・送迎サービス加算と、作業を主とした基本事業Ⅱ+送迎サービス加算の二つのタイプである。

私の試算では、「身体障害者デイサービス支援費」のうち、「重心小規模施設」に該当すると思われる「イ 単身型身体障害者デイサービス支援費(Ⅰ)」の「(2) 所要時間4時間以上の場合(一)区分1 7,150円」に「特甲地1000分の1060」を乗じ、食事サービス(1日につき)420円、入浴サービス(1日につき)400円、送迎サービス(往復)1,120円をそれぞれ加算する。そして5人が、週5日間、年間45週、全員が毎回休む事無く出席したと仮定した場合、年間の総収入は10,708,875円になる。

しかし、重症心身障害の人たちが、デイサービスに毎日欠かさず通うという事は考えられず、6割の出席が可能だとすれば、出来高払い制の支援費からはせいぜい600~700万円が支給されるにすぎない。これではとても運営が成り立たない。ただしも、現行の「重症心身障害児小規模通所援護事業」による1施設、年間約1,000万円の補助金による方がましだということになる。したがって、名古屋市はこの点を配慮し、「重心小規模施設」に限り、支援費制度に独自の上乗せをした「重症心身障害者デイサービス事業」としての移行を認めるとしたのである。

② ホームヘルプ事業経営の可能性

新たな支援費制度のもとで、「重心小規模施設」では、居宅生活支援サービスのうち、デイサービス事業とホームヘルプ事業の導入が可能である。

デイサービス事業の場合には、現行の名古屋市独自の補助金を受ける方が良いか、それともデイサービス事業によって支援費を導入した方が良いかという選択肢の問題であった。ホームヘルプ事業を取り入れた場合には、事業内容や運用次第では補助金プラス a が可能であり、利用者にはこれまで以上にきめ細かな福祉サービスが提供でき、また、「重心小規模施設」職員の過重な負担を軽減することも可能である。この場合に、「重心小規模施設」の利用者でもあり経営者でもある親が、このホームヘルプサービスをどう利用するかということが事業の成否を決める。例えば、次のような利用の仕方が考えられる。

<移動介護（身体介護を伴う場合）>

- ① 送迎 一週5日。月20日×10人×0.6(通所率)×4,030円(1時間以内)
×2 = 967,200円
- ② 通院 一週1回。月4日×10人×8,070円(2時間) = 322,800円
- ③ 青年学級 一月1回。月1日×10人×0.6(参加率)×13,570(5時間) =
81,420円

<身体介護>

- ① 入浴 一週2回。月8日×10人×0.8(通所率)×4,030円(1時間以内) =
257,920円
- ② 家庭巡回 一 1回。月4日×10人×8,070円(2時間)×1.50(深夜加算) =
484,200円

<日常介護>

- ① 外出活動 一週1回。4日(月)×5人×9,590円(5時間) = 191,800円

これらのサービスを提供するためには、少なくとも10人以上のホームヘルパー資格者が必要である。以上の試算では、支援費から月2,305,340円が支給され、これに利用者・扶養者負担分がプラスされた額が収入になる。これらの利用の仕方が認められるかどうかは、全く市の考え次第であるが、まずは、重症心身障害者・家族一人ひとりが何をどう利用したいかということが問われている。

3 重症心身障害者・家族における通所施設と居宅支援サービス

新たな障害者福祉＝支援費制度の始まりの中で、名古屋市独自の制度である「重症心身障害児小規模通所援護事業」の対象となっている21ヶ所(2002年度)の「重心小規模施設」を運営・利用している親たち一人ひとりに、改めて、これからの支援費制度の諸サービスをどう利用していくのかということが問われている。それは、サービスの利用者としての立場にとどまらず、新制度の利用如何によっては、サービスの主体的な担い手＝提供者でもあり利用者でもあるという「重心小規模施設」の今後の存亡に関わる深刻な問題を含んでいる。すなわち、新しい支援費制度は、これまで関係者の努力によって築かれてきた

「重心小規模施設」のそもそもの意味を厳しく問いただしているともいえる。

ここで問題となることは、重症心身障害者・家族が「重心小規模施設」を利用しないで在宅生活を選び、他の施設や事業者が提供するデイサービス等を利用するという場合である。現在、「重心小規模施設」を利用していない人であれば、とりあえず影響は少ないであろうが、現在ここを利用している人たちが専ら他の提供するデイサービスを選択・利用するという場合である。というのも、これらの人にとっては、子どもの体調の関係で毎日の通所が難しかったり、また、送迎が大変だったり、親・家族の都合がつかなくなったり、その上、運営への参加が重荷だったり、現在の「重心小規模施設」が抱える様々な問題を回避することができるからである。そして、このような問題は多かれ少なかれ、多くの「重心小規模施設」を利用している親・家族に共通する状況ではないかと推測される。この問題を突き止めていくと、結局、「重心小規模施設」はこれまで担ってきた役割を終え、新たな障害者福祉制度における居宅生活支援サービス、なかんずくデイサービスに全面的に移行できると考えてよいのかどうか？ということに行き着く。ここで、あらためて、私たちは、そもそも卒業後の重症心身障害をもつわが子になぜ、毎日通える場を作り、運営に苦勞しながらも親同士が寄り添い歩みを共にしてきたのか？子どもをはじめ親・家族にとって、毎日通所できることの意味は何だったのか？これまでの努力が報われ、安心して暮らしていける今後のありかたはどのようなものなのか？ということ明らかにしなければならない。

以下において、名古屋市の「重症心身障害児小規模通所援護事業」の適用第1号である「重心小規模施設」ブナの家における過去10年間の取り組みを通して、重症心身障害者・家族の地域生活支援における通所施設の意義と役割について考える。

<ブナの家の歩み>

1987年9月 「心身障害者の療育作業施設を作る会・ブナの森」結成

1988年3月 『ブナの森会報』創刊号(月1回発行、89年10月第三種郵便物認可)

- 1988年7～8月 ブナの森・サマースクール（10日間、以後毎年実施、～'96）
- 1990年10月 「ブナの森日曜作業所」開所（以後月1回実施、～'94.3）
- 1992年10月 将来構想委員会発足
- 1993年3月 名古屋市への陳情署名・交渉活動開始（同年7月、1万名署名を提出）
- 1993年4月 シンポジウム“この街が好き、みんなと一緒に暮らしたい”（パート1）
- 1994年4月 名古屋市「重症心身障害児小規模通所援護事業」の開始とそのモデル的第1号として、小規模通所療育作業施設「ブナの家」開所
- 1996年4月 第2施設「ふきのとうの家」（市助成施設。翌年4月より他会の運営に）
- 1996年6月 ブナの家広報『いずみ』創刊号発行
- 1997年1月 ブナを家の支援組織「いずみ会」発足
- 1997年4月 「重度障害者の地域生活を支える会・ブナの森」として改組発足
- 6月 第2施設「クマゲラの家」開設（'98年4月、市助成施設）
- 6月 法人設立準備委員会発足
- 1998年6月 障害者青年学級「山毛櫨ブナ（ぶなぶな）」発足
- 7月 地域生活支援事業開始
- 1999年10月 第3施設「鳴海ブナの家」開所（2000年4月、市助成施設）
- 2000年4月 第31回キワニス社会公益賞受賞
- 2003年4月 ブナの家、土地を購入し移転
- 2003年9月 支援費支給対象の居宅介護（ホームヘルパー）事業所を開設
- 2003年9月 通所施設「ブナの家」開設10周年記念行事開催

<資料①>

重症心身障害児小規模通所援護事業補助金交付要綱

H10/4/1

(趣旨)

第1条 この要綱は、就労が困難な在宅の重症心身障害児(者)等に、通所の方法により必要な療育を行い、その発達を促すとともに生きがいを高める場を設ける事業(以下「重症心身障害児小規模通所援護事業」という。)に対し、予算の範囲内において交付する運営費補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「重症心身障害児(者)等」とは、義務教育終了後の重症心身障害児(者)及びそれに準ずる重複障害児(者)で日常生活に常時介護を要する状態にある者をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる重症心身障害児小規模通所援護事業は、重症心身障害児(者)等及びその保護者が中心となり、地域の理解と協力を得て重症心身障害児(者)等の特性に応じた日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導、レクリエーション等を行うものであって、次の要件を備えたものとする。

- (1) 利用人員は、重症心身障害児(者)等が5名以上であること。(重症心身障害児(者)を3名以上含むこと。)
- (2) 原則として、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除き、毎日開設すること。
- (3) この事業に供する建物は、利用者の特性に応じた十分な広さと利用者の保健衛生及び安全に十分留意した療育室、便所、静養室等の設備をもつこと。
- (4) 児童相談所、精神薄弱者更生相談所、社会福祉事務所、医療機関、出身学校及びその他の関係機関と密接に連絡をとること。
- (5) 重症心身障害児(者)等に対し、療育に関する適切な助言指導が行いうる常勤の専任職員を2名以上配置すること。

(補助金)

第4条 重症心身障害児小規模通所援護事業の補助の対象となる経費は、運営費のうち人件費、管理費、行事費及び賠償責任保険料とし、その補助額は次の表の区分とする。

区 分		補 助 額
人 件 費 補 助	基 本 分	月額6,98,000円
	加 算 分	補助対象利用者1名につき 月額7,400円
管 理 費 補 助		補助対象利用者1名につき月額10,000円
行 事 費 補 助		年額100,000円
賠 償 責 任 保 険 料 補 助		支払保険料の2分の1以内(年額3,150円を限度)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、重症心身障害児小規模通所援護事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添え、毎年度4月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 重症心身障害児小規模通所援護事業補助金交付申請内訳書(別紙1)
- (2) 事業計画書(別紙2)
- (3) 歳入歳出予算書(別紙3)
- (4) 賠償責任保険加入申立書(別紙4)

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、補助金の申請を受理したときは、これを实地に調査し、その内容を審査のうえ適当と認められるものについて、補助金の交付を決定し、重症心身障害児小規模通所援護事業補助金決定通知書（第2号様式）により申請のあった者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、事業の内容を著しく変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、関係資料を提出し市長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、年度途中で事業を開始又は廃止するときを除き、年2回（5月、11月）にそれぞれ半期分ずつ交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還をさせることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

(報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、4月及び10月にそれぞれ前6月間の事業の実施状況について、重症心身障害児小規模通所援護事業状況報告書（第3号様式）により市長に報告しなければならない。また当該年度終了後4月末日までに重症心身障害児小規模通所援護事業歳入歳出決算書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(帳票等の整備)

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業にかかる次の帳票を備え、かつ事業完了後5年間保存しておかねばならない。

- (1) 利用者の出席状況を明らかにした事業日誌
- (2) 収入支出を明らかにした金銭出納簿、予算・決算及びこれにかかる証拠書類

(その他)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

<資料②> プナの家「平成14年度事業報告」

総会特集

重度障害者の地域生活を支える会樫の家
平成14年度事業報告
(12002.4.1~2003.3.31)

1. 施設運営(「樫の家」、「クマゲラの家」および「鳴海樫の家」)

① 人員 年度当初の3施設の利用者・職員の配置は下記の通り。7月から知的障害者1名が新たに通所に加わった。職員は男性職員が不足のまま補えず推移し、一月末には出産のためと帰省のための退職者が重なりアルバイト職員を入れて補った。また、STについては欠員のまま過ぎた。

所属施設		樫の家	クマゲラの家	鳴海樫の家
通所者	性別	男性3、女性2	男性2、女性3	男性2、女性3
	年齢	18~49歳	18~30歳	19~28歳
	障害	1級1度 1名 1級 2名 1級A度 1名 2級1度 1名 3級1度 1名	1級1度 2名 1級 1名 1級3度 1名 2級1度 1名	1級1度 3名 1級3度 1名 2級2度 1名
援助職員	性別	男性1、女性3	男性1、女性2	男性1、女性2
訓練士(各1毎月2回)		PT, OT	PT, OT	樫の家にて対応

- ② 開設日時 月・火・水・金・土曜日 9:30~15:30 (職員勤務時間9:00~17:30)
- ③ 運営 3施設の運営を一括して、毎月第四水曜日夜に「樫の家施設運営委員会」を開いて行ったのは例年通りである。委員構成は職員全員・三役および希望する保護者・利用者全員(4名を越えなかった)。
利用者の重度化により特に火曜日の出席率が極めて低くなったので、地域生活支援部門に職員をローテーションすることもあった。それによって宿泊訓練の回数を増やし、併せて、前年度から重点的に検討し始めていた24時間の自立生活に向けて本人・職員双方の認識を高めることを施設活動の中で積み重ねるよう配慮した。
- ④ 職員会議 月1回木曜日を充てるほか、月火曜日のとりくみ終了後に随時行った。
- ⑤ 実践プログラム 2年前に導入した2週間サイクルのとりくみを継続充実させた。ただし、クラブ活動については人数の片寄りができ存続が難しくなったところもあった。ブナップ・クラブはパンを焼くとりくみにかなり慣れて上手く運べるようになったが外に発展する手立てを掴めずに終わった。ブナフィルは少しずつ楽器も増やし音楽療法を学ぶ職員がいてとりくみを進めた。スローリークラブ(女性だけ)は月1回の煎茶教室が充実し楽しめた。一方男性だけのダンディクラブは個人的なとりくみに終始してしまうことが多く、クラブとしての実績を積むことが困難であったと反省。家族支援の要素の強い「入浴」は必要度が非常に高い通所者と必要ない者が来年度は回数について再考を要する。他のとりくみについてはニーズの多様化のため「個別」の時間以外でも内容が個人支援的になることが多々見られた。併しなどの単純作業で見通しと実績がうまくできるようになったものもあるが、本人主体の実践にするために重要な「ミーティング」については、職員が前もって課題の確認や準備を進めたり共通認識を持って臨む必要があるが、それがきちんとできないことが多かったのは反省点である。
- ⑥ その他、樫の家の施設移転などに関する所用が多く慌ただしい年度であった。3月は引越のため通所者をクマゲラの家に合流させてとりくんだり、休所日が増えたりした。7月から通所していた知的障害者には重心施設より本人に適する日中活動の場を探すよう勧めていたが、来年度認可授産施設に替ることが決まった。

2. 法人格取得準備活動

- ① 土地の確保 緑区細口に1,468.96㎡の更地を購入、11月までに所有権移転登記済。
- ② 資金活動 (1) 法人設立基金を年度中継続するも目標の約半額のみ達成、引き続き次年度以降に持ち越すことになった。
(2) 借入金。土地購入と樫の家建築のため、会として始めて借入れをした。会員・支援者の中から実情を理解してもらった上で、無担保で借入し、当座必要額を調達した。十年以内に返却予定。
- ③ 法人設立準備委員会 委員8名で随時開催し検討を進めた。

3. 第一施設「樫の家」新築移転

- ① 新築工事 勝りナックスが請負。木造平屋建て 105.6㎡、3月20日竣工。
- ② 緑花台1946番地の旧樫の家の取り壊しおよび借地返却。概15年4月1日までに完了。

4. 重度障害者通所施設樫の家開設十周年記念行事（平成15年9月実施）の準備

- ① 記念行事委員会を設け、9/6(土)にシンポジウム、9/12(金)にコンサート実施を決定。シンポジウムは樫の家内で担当。
- ② さらに、「樫の家クマゲラコンサート実行委員会」を児玉裕美委員長で別に組織。

5. 樫の家障害者青年学級「山毛樺ブナ」（名古屋市教育委員会委託学級）

① 年間活動プログラムと参加者数

回	月日曜日	内 容	開設場所	人数
1	4/13(土)	開級式	樫の家	24
2	5/11(土)	バーベキュー	樫の家	35
3	6/15・16(土)	キャンプ事前宿泊学習、ダンスと歌の練習	刈谷勤労福祉会館	27
4	7/23・24(休)	キャンプ キンガアイ・鯛つかみ・料理対決	笹尾荘	37
5	8/24(土)	夏祭り 模擬店・盆踊り・コンサートなど	クマゲラの家	47
6	9/21(土)	写生会または映画上映会の選択参加	蛭池、宿泊青年の家	31
7	10/5(土)	運動会	宿泊青年の家	37
8	11/9(土)	ボーリング大会	グランドボウル	32
9	12/14(土)	クリスマス準備会	樫の家	33
10	1/11(土)	初詣で 新年の雰囲気味わう	成海神社	24
11	2/15(土)	食事会 フランス料理テーブルマナー	オ・バルキーニョ	12
12	3/15(土)	コンサートと閉級式	クマゲラの家	34

② 実施成果 参加者主体の活動が進み、新しいとりくみを取り入れて活動の幅を広げることができ、参加者も増加した。ボランティア講座（後述）も有意義に行えた。

③ 今後の課題 活動前後の打合せを定期的にした。学級生間の直接交流を充実。

6. 土曜元気クラブ（新規事業）

- ① 目的 学校完全週休2日制実施を受けて、養護学校生徒の休日活動の受け皿として、土日2連休中に家庭にこもることを避け、学校及び家族以外の人間関係を体験、さらには卒業後の進路先を考えるに際して参考になる体験を提供する日中活動を目的として、主として土曜日10:00～15:00を当て、市内最初に開設した。
- ② 参加者 当初、中・高生4～5名を予想して始めたが希望者が多く、小学部生も含め登録者は30名に達した。受入れ能力に合わせて調整し各回約15名以内で実施。
- ③ 内容 調理・おやつ作り・外出(水族館・ピクニック等)等、キャンプやコンサートは山毛樺ブナに合流するなど多彩な活動を取り入れ50回実施。(会誌に掲載しているのが例)
- ④ 会計 名古屋市地域グループ訓練事業補助金8万円を受け、参加費1日約700円と昼食等実費を利用者負担とし、介助者はアルバイトとボランティアでまかなった。
- ⑤ その他 送迎を希望者に実施し保護者の都合に左右されることが少なく参加できたことは喜ばれた。しかし、送迎および年間50回という回数多さは運営側にはかなりの負担であったので、次年度は30～40回にし中学生以上を対象とする方向。

7. 地域生活支援事業

- ①通所者の連泊を進め、地域で暮らすことをめざす
- ②地域生活支援ボランティア育成
生活支援ボランティア向けケースワーク 12/20
- ③樫の家ボランティア講座開催
- ④通所者の生活を知り、支援費制度を利用して地域での生活をおくれるよう相談活動・支援費の同行申請を推進
- ⑤14年度の実施回数と延利用回数、延スタッフ数 ※スポット・食事・トイレ・風呂の分のみ

内容(回) / 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	延利用者数 ()は前週	延スタッフ数 ()はボランティア	食事作り
時間利用(0.5h)	5	5	4+15h	5	3	4	5	3	3	4	4	2	48		
送迎	5	9	12	5	1	2	4	2	2	5	3	3	53		
宿泊時送迎		12	14	19	4	8	12	8	18	16	1	2	114		
安全確保(0.5h)	7	7	6	9	8	5	7	4	5	6	4	4	72		
宿泊					1								1(1)	125	14
練習宿泊1泊			4	5	5	2		3		2	1	2	24(24)	(31)	
2泊		6	5	7	3	6	1	9	7				44(88)	スポット	
3泊							1						1(3)	38(4)	
体験宿泊1泊										4	6		10(10)	14	
2泊										2			2(4)		

8. ボランティア総括

- ①募集活動 (1)講座の開催 (2)募集ポスター掲示、チラシ配布(大学4、専門学校2、社協、生協等) (3)情報誌掲載依頼(ボラみ、はつと) (4)新聞社、テレビへの報道依頼(新報2、NHK) (5)専門学校講義内に施設の紹介募集も含めた広報活動の機会を引続き作っていただいた。
- ②樫の家ボランティア講座

	月日	内容	講師	参加者数
VII	6/22 (土)	僕のボランティア体験	戸枝陽基氏	19
	7/6 (土)	パネルディスカッション	吉田博人、藤野子氏、坂崎千恵子氏	17
	7/13 (土)	私の海外でのボランティア体験から～	植田博士氏	17
VIII	9/21 (土)	座るとは…	磯村圓PT	13
	10/12 (土)	障害者福祉の座標	田中良三氏	16
	11/16 (土)	重度障害者とのコミュニケーション	吉村匡氏	16

③ボランティアの支援内容別延人数

内容/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
施設	12	6	6	13	14	6	7	6	14	15	9	7	115
介助	3	1	2	2	1	1	1	1	2	2	1	2	19
給食	9	6	6	10	0	7	6	7	11	6	5	12	85
活動	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
パソコン	14	13	28	27	44	22	17	25	20	15	16	18	259
元気クラブ介助	13	13	13	13	15	13	15	15	13	10	10	10	153
手作り品製作	6	7	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	69
販売協力	0	0	72	0	4	0	0	71	2	0	0	0	149
バザー													

- ④継続して募集活動をすることが必須である。ボランティア同士の交流を深め組織化できるとよい。定期的にボランティア講座を開催することにより、多くの方に樫の家を知っていただきたいと思う。

9. 資金づくり活動

- ①製作販売 姉様人形箸セット、キューティねこの手、ジュエリーケース、各種クリスマスグッズ等（新製品）壁飾り唐辛子、羊の置物等
- ②仕入販売 みたらし団子、ジュース、エプロン、コーヒー
- ③資源回収 牛乳パック、アルミ缶を環境事業所に登録して活動
- ④募金ピン委託 今年度ピン回収実績延50件
- ⑤バザー出店 9回
- ⑥チャリティバザー2回 樫の家を支援するチャリティバザー 6/9、10/20
- ⑦作業 作業ボランティアチーム13組とグループ 販売協力施設2、個人2、店2

10. 対外活動

- ①重度障害者の生活を考える地域ネットワーク-愛知主宰 4/26、7/5、10/11、2/17
- ②名古屋市生活支援事業所連絡会所属～生活支援フォーラム開催 3/9
- ③対名古屋市 市福祉部福祉課訪問 9/13、2/20 市施設課訪問 6/11、3/
- 名古屋市ヒヤリング 4/12、6/14 支援費事業者説明会 6/20
- ③その他 緑障会総会 6/18 区民祭り実行委員会参加
緑生涯学習センターまつり参加 障害者青年学級主事者会参加

11. 広報活動

- ①樫の家広報いずみ：月1回20日発行 第三種定期監査 6月
「～支える会樫の家」案内作成 1,000部
- ②報道関係【新聞掲載】 中日新聞 6/6 2/17(土地購入)
朝日新聞12/24(テレビコンサート) 3/12(土地購入)
緑ホームサービス 5/26(バザー)
【テレビ放映・ラジオ】 NHK 11/18(新聞(ポラリタ))
中部ケーブルネット6/9(バザー) 12/24(視覚聴覚音楽コンサート) 10/10
FMDANVO 1/10
- ③見学者受け入れ 個人85余名 団体9グループ

12. 地域行事活動

- ①地域行事参加 文久山町内会清掃 6/2
緑区民祭り参加(ステージ発表、バザー出店) 10/26
緑生涯学習センターまつり参加(展示、バザー出店) 11/9~10
- ②地域向けイベント開催 夏祭り開催(山毛樺ブナ共催) 8/24
- ③ボランティア関係 区社協サマーボランティア受け入れ 7/29~3日間 8/23~3日間
- ④その他 養護学校生実習受入 6/28~3日間 8/1日のみ 10/4~3日間
専門学校生施設実習受入 8/21

13. 講演、報告活動

- 実践報告 全障研全国大会「施設通所から始まる人生」吉田
サポート研 縄手、中井

14. 学習、見学

- 一泊研修旅行「相楽福祉会」郷、「あかつき園」類市 11/20~21
- 職員研修 愛光園学習会 5/30 仲間の家、コンビニでナイトケア現場研修 6/19
愛光園今川PT講習会 7/12~13 9/28 10/15~16 1/10~11
半田市 7/14 全国障害者問題研究会全国大会(飯) 7/28~29
セミナー(講師) 9/21 名古屋市障害者ケアマネージャー講座 10/28~
全国通所更生施設等職員研修会(名古屋市) 11/6~7
サポート研第四研究委員会研修会(大府) 12/15
全国障害者生活支援研究セミナー(講師サポート研、東京) 2/1~2
アメニティフォーラムin飯 2/14~16
生活支援フォーラム 3/9 年度末研修 3/18~25

15. 会議、その他

- 総会1回 樫の家幹事会月1回程 施設運営委員会月1回
職員会週数回 地域生活支援委員会5回 記念行事実行委員会
来年度の樫の家を考える会 1/6 新成人を祝う集い 1/15 歓送迎会 3/8 等

☆愛知県立大学文学部☆
 平成14年度障害者の地域生活を支える会様の家会計報告

収 入		支 出	
前年度繰越金	8,681,146	機の家会計助成	1,244,325
残りの会計助成	1,700,000	カガラの会計助成	204,821
寄 付 金	3,914,917	特別会計助成	127,269
会 費	208,000	山七揮子助成	27,096
会報購読料	332,400	土地購入費	70,010,000
施設使用料	128,070	機の家建築費	6,300,000
クーラー代	20,500	土地取得税	2,344,300
雑 収 入	28,680	登録免許税	1,953,600
受 取 利 息	219	水道市納金	450,527
特別会計収入	25,071,239	印 紙 代	45,000
法人募金収入	26,597,242	クーラー代	367,500
借 入 金	24,500,000	貸金庫利用料	11,340
		支払手数料	5,040
		借入金返済	3,000,000
		次年度繰越金	5,091,595
合 計	91,182,413	合 計	91,182,413

支える会様の家寄付者(一万円以上)

機の家を支援するチャリティバザー(群)	1,010,000
機の家を支援するチャリティバザー(松)	928,780
いずみ会	771,200
匿名様	500,000
ゼンセン同盟様	347,000
ルピナス様	160,000
近藤薫様	20,000
なごや農協大高支店女性部様	20,000
JPF様	10,000

平成14年度障害者青年学級山七揮子ナ会計報告

収 入		支 出	
名古屋市助成	170,200	ボランティア交通費	63,232
支える会助成	27,096	教材費	41,421
参加費	28,500	講師謝礼等	32,225
模擬店収益	5,907	交通費	24,360
雑 収 入	403	施設利用料	7,150
		消耗品	1,134
		雑 費	2,584
		会報購読料	60,000
合 計	232,106	合 計	232,106

平成14年度施設会計報告

科目	機の家	カガラの	特別の
支える会助成	1,244,325	204,821	127,269
名古屋市助成	9,525,150	9,525,150	9,524,860
国庫補助金	1,100,000	1,100,000	1,100,000
緑区社協助成	30,000	30,000	30,000
運営協力費	540,000	515,000	420,000
保護者負担金	-	-	287,000
ははの箱助成	215,460	-	52,000
受取利息	27	28	36
収入合計	12,654,962	11,374,999	11,541,165
職員給与・勤	6,747,344	7,681,723	5,336,093
福利厚生費	685,015	989,073	654,221
訓練士等謝礼	372,929	474,378	-
バイト等人員費	-	217,280	1,857,491
研修費	200,500	225,792	611,457
教材費	294,996	287,909	378,690
事務用品費	80,905	250,447	314,080
消耗品費	53,338	94,435	60,792
通信費	194,076	135,000	238,794
備品費	259,855	100,092	181,494
水光熱費	402,399	412,632	97,328
車両費	533,348	322,522	258,663
借地料	2,160,000	-	-
家賃	-	-	1,101,000
施設整備費	139,440	88,000	300,000
施設保険	9,770	9,550	7,310
雑 費	19,985	85,326	140,372
支払手数料	1,062	840	3,380
クーラー引当金	500,000	-	-
支出合計	12,654,962	11,374,999	11,541,165

資金づくり会計報告

収 入		支 出	
前年度繰越金	172,118	支える会へ	1,700,000
布製品	251,987	特別助成金	98,230
紙製品	50,926		
ビーズ	9,804		
資源回収	385,300		
市報奨金	11,168		
募金ピン	235,322		
その他	681,605		
合 計	1,798,230	合 計	1,798,230

特別会計積立金

収 入		支 出	
預 金	25,000,000	支える会へ	25,071,239
受取利息	71,239		
合 計	25,071,239	合 計	25,071,239

(ブナの家広報『いずみ』83号、2003年5月)

<資料③>

通 所 施 設

田中 良三

3月15日から17日の3日間、ブナの家の年度末研修講座があった。9時から11時までは午前の講座、12時までが通所者紹介、そして、昼食・休憩をはさんで、13時から14時まで通所者紹介、14時から16時まで午後の講座というサイクルで実施された。私は、2日目の午後と3日目の全日参加した。

当初、通所者紹介が講座と講座のなかに折り込まれているプログラムを見た時は、どんな人たちが通所してきているのか受講者に知ってもらうことは良いことだなというぐらいにしか思っていなかった。しかし、4人の通所者の父母たちの話は私にとって非常にインパクトの強いものだった。

Kさん(28才、男性)は、アテトーゼ型の脳性まひで、非常に緊張が強く、言葉も十分聞き取れない。養護学校を訪問教育で卒業してからは、ずっと在宅のままだった。ぶなの家に通うようになって2年になる。週に3日通ってきている。お母さんは、彼はここへ来るようになってから非常に変わった、精神的にも肉体的にもすごく成長したと言う。それまでは家で話をしなかったが、こちらへ来るようになってから冗談を言うようになった。喜怒哀楽も覚えた。「今日、ケンカしちゃった」とYくんをライバル視したりしている。食事も食べれるようになった。それまでは、1日にプリン2個だけだったものが、ブナの家で昼食は普通に食べ、夕食も御飯を2杯食べるようになった。1日に1食はしっかり食べている。本当に嬉しい。彼はここへ来ることが本当に楽しみのようなのだ。こちらに来ると、その後、緊張でものすごく疲れてしまい、汗びっしょりになり、今のところ毎日通うことができない。途中から、お父さんも話に加わった。新潟県三条市の事件は他人事ではなかった。自分の子も同じようにほったらかしにして育ててきたと反省させられた。これまで、この子の世界がわからなかったが、最近では、この子の性格もわかるようになってきた。オチャメで、案外明るい子だということ、また、頑固な面もあること、いろんなことを知っていることなど。そして、両親とも、ブナの家に来て本当に良かったと話された。

また、Kさんにとって良きライバルの進行性筋ジストロフィ症のYさん(24歳、男性)は、ブナの家が大好きで、こちらに来ることを楽しみに生きがいにしている。そして、ここへ来ている間は呼吸器をつけなくてすんでいる。途中、体調を崩した時など、もう上向きへの回復は無理だと思っていたが、見事に切り抜けてきた。生きがいのもてる場があるということが、医学の常識を覆し、本当に驚いていると言うことだった。

他にも、発作の激しいNさん(21歳、女性)は、体調を整え目醒めている間の活動をどう充実させていくかということが課題であるが、ブナの家に来てから、美容院に行くなどいろんな経験をさせて貰えて嬉しいと言うことだった。また、表情の豊かなEさん(22歳、女性)は、脳波に少し異常が見られ、発作かどうかわからないものの薬(バレリン)を飲んできたが、1年前から少しずつ減らしてきている。薬が無くなると嬉しい。最近、犬の扱いが変わってきた、ちょっと意識できるようになってきているのかなという話だった。

私は、ブナの家の活動にその最初から関わって13年になる。改めて、重症心身障害者といわれるどんなに障害が重い人たちにとっても、学校卒業後、家庭以外の場で、友だちと生きがいをもって過ごせる活動の場=通所施設が、これほどまでに大切であり、必要なのだということを身につまされて知った。今日、ブナの家の取り組みは、実践的事実=通所者の姿を通して、通所施設とは何かという福祉的価値について明確に答えてくれるのである。

(ブナの家広報『いずみ』・「交叉点」連載145号、2000年3月)

以上を通して言えることは、「重心小規模施設」による日中支援と支援費制度における一般的なデイサービス支援との基本的な違いは次の点にある。

「重心小規模施設」では、①本人、父母、地域住民の参加・協働がある。②そのため、仲間意識や連帯感が強い。③個別性と集団性から組織される諸活動に連続・発展性がある。④24時間、月間、年間、そして生涯にわたる支援について、相互に理解しあい共有できる。⑤本人・家族が安心でき、支えあい、励ましあえる居場所である。

今後、支援費制度にあって、名古屋市単独事業としての「重症心身障害児小規模通所援護事業」としての「重心小規模施設」は、重症心身障害者・家族が

地域で生涯にわたって安心して暮らすことのできるノーマライゼーションの基本理念に沿う貴重な事業として、これを地域に根ざす地域生活支援の拠点となるように、今後さらに一層発展させていくことが大切である。

こうして、新たな障害者福祉＝支援費制度の始まりのなかで、「重心小規模施設」の父母はもとより、障害者福祉関係者には、この名古屋市の単独事業の評価を通して、改めて、重症心身障害者の生活や人生とは何なのか、私たちは何をどうすればよいのか、障害者福祉今後の将来像をどう描いていくのかということが問われている。

4 重症心身障害者の介護とホームヘルパー養成

これまで福祉といえば、施設を意味していたきらいがあるが、新たな支援費制度では、施設支援サービスと、在宅支援サービスの2本柱になった。ノーマライゼーションの理念の基で、これからは地域生活を支える在宅支援サービスが主になる。これを担うマンパワーの主力部隊はホームヘルパーである。これまでホームヘルパーといえば、専ら家事援助や介護を仕事とする家政婦というイメージが強かったが、障害者福祉の新たな制度理念のもとでは、むしろ、コミュニティライフ・ケアワーカー（地域生活援助者）、ホームライフ・ケアワーカー（家庭生活援助者）と言ったほうがピッタリする。

ところで、これまでのホームヘルパー養成は、主に介護保険制度のもとで実施されてきた。「愛知県訪問介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱」によれば、ホームヘルパー2級資格取得の場合、講義58時間、演習42時間、実習30時間の計130時間の受講等が必要である。ここでは、障害者（児）についても多少触れるのだが、あくまで高齢者が主であり、障害者といっても専ら身体障害者についてである。しかし、今年度から、障害者福祉は支援費制度になり、ホームヘルパーが重要な位置を占めるようになった。そこで、障害者のためのホームヘルパー等養成のため、今年3月24日厚生労働省告示110号、同月27日通知が出された。ここでは、ホームヘルパーは「居宅介護従業者」と称されている。いわゆるホームヘルパーに関しては、介護保険法による高齢者を専らとする養成課程と同一内容だが、その資格だけでは身体障害者や視覚障害者の移

動介護に際して支援費が支給されないため、新たに「全身性障害者移動介護従業者養成研修課程」など、かつてのガイドヘルパ養成課程に相当する内容を修める必要が出てきた。

重症心身障害者の施設をつくる会「風の会」では、2003年10月から、ホームヘルパー1・2級資格取得者を対象に、「重症心身障害者の理解と援助」を目的にした特別養成講座を開催した。名古屋市指定事業であるこの講座の受講生には、「全身性障害者移動介護従業者養成研修課程」修了証書が与えられた。

<資料⑤>

003年度重症心身障害者ホームヘルパー特別養成講座 [全身性障害者移動介護従業者養成講座]

重症心身障害者の理解と援助

今年4月より、障害者福祉は措置制度から支援費制度に大きくかわり、ホームヘルプ事業など在宅支援サービスが重要な位置を占めるようになりました。そのなかで、これからのホームヘルパーには、重症心身障害者はじめ障害者に対する理解と介護技術を備えた力量が求められます。また、重症心身障害者など身体障害者の移動介護には、ホームヘルパーの資格だけでは支援費支給の対象となりません。新たに、「全身性障害者移動介護従業者養成研修課程」を修める必要があります。この特別養成講座は、名古屋市指定事業として実施するものです。

[1日目] 10月18日(土) 13:30~16:30 (愛知県勤労会館第3会議室)

①理論講座:「重症心身障害者の医療的ケアと介護」万歳登茂子
(名古屋市・和田内科病院)

[2日目] 11月8日(土) 13:30~16:30 (愛知県勤労会館特別会議室)

②理論講座:「重症心身障害者の福祉制度とサービス」田中 良三
(愛知県立大学教授)

[3日目] 11月16日(日) 9:30~16:30

(ふきのとうの家、第2まつぼっくりの家)

③実践講座:「重症心身障害者の居宅介護」守田 澄子(風の会代表)

④実践講座：「重症心身障害者の移動介護」増田 学・藤間 幸
(施設主任)

[4・5日目] 11月17日(月)～11月28日(金)

※ 以上の日程より、演習(体験実習)を両者の都合の良い日2日間＝14時間を下記より選択。ここでは、訪問介護(送迎サービス)も含まれます。

<体験実習先> 1. ふきのとうの家 2. 第2まつぼっくりの家

[6日目] 12月6日(土) 13時30分～16時30分

(愛知県勤労会館第1講習室)

(演習)重症心身障害者の居宅介護と移動介護—体験実習まとめ—

<グループ討論と発表> コーディネーター：田中良三

(愛知県立大学教授)

※ 修了書授与(講義12時間+実習・演習17時間、計29時間、レポート提出)

<募集人員> ヘルパー1級又は2級資格者 20名(18歳以上)

<費用> 1万円(実習等)

<申込> 氏名、年齢、ホームヘルパー資格(取得見込を含む)、住所、電話番号を明記の上、ハガキまたはファックスで。

〒459-8001名古屋市緑区大高町字一色山23 風の会

Fax & Tel : 052-625-3212

<申込締切日> 10月10日(定員になり次第、締切らせていただきます。)

[主催] 重症心身障害者の施設をつくる会「風の会」

[後援] 名古屋市社会福祉協議会・天白区社会福祉協議会・緑区社会福祉協議会

おわりに

2003年10月31日、名古屋市は「重心小規模施設」運営者を集めて、「身体障害者サービス事業への移行に関する説明会」を開き、来年度の下半期以降、これまでの市単独の「重症心身障害児小規模通所援護事業」を廃止し、支援費

制度によるデイサービス事業に全面移行させたいこと、そのために、NPO法人等の資格取得を援助するという案を示した。そこで、「重心小規模施設」運営主体10事業者のうち社会福祉法人の2カ所以外の8カ所が集まって協議した結果、全員が、これは福祉の後退であり容認できないという点で一致し、11月13日、市との交渉を持った。市は、実態の理解が不十分であったと認め、再検討を約束した。そして、同月27日、市は、来年度も今年度と変わらずこれまでの事業の存続は担保すること、デイサービスへの移行は当事者の希望によるとの回答を行った。

このように、国の新たな障害者福祉=支援費制度は、これまで国の制度から取り残されてきた重症心身障害者に対する名古屋市単独補助制度のように、地域の要望に応じてつくった自治体独自の前向きな福祉制度を廃止に追い込むなど、福祉の後退=水準の低下に作用することがあることに十分に留意する必要がある。ここでは、重症心身障害者の福祉的対応を放置したまま、在宅支援を標榜する国の新たな障害者福祉=支援費制度は、重症心身障害者に対しては既存の制度の中の間合いそうなもの(=不十分なもの)をあてがうというだけの、未だに劣等処遇的=差別的な福祉思想が払拭されていないことを物語っている。